

○松本市美術館美術資料等収集要綱

令和3年3月26日

告示第129号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市美術館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適性かつ円滑に収集するために必要な事項を定めることを目的とする。

(収集)

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託によるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。

- (1) 郷土出身の作家、松本にゆかりのある作家及び関連する美術資料等
- (2) 松本を中心とした信州の自然、風土、歴史にかかわる美術資料等
- (3) 山岳等をテーマとした国内外の美術資料等
- (4) 音楽にちなんだ美術資料等
- (5) その他、市長が必要と認めた美術資料等

(松本市美術館美術資料等選定委員会)

第3条 市長は、松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適性な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は7人以内とする。

3 委員は、美術に関し学識経験のある者のうちから市長が選任した者をもって充てる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 市長は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任するものとする。

(評価員)

第5条 評価員は、市長が選任する。

2 評価員は、委任する調査事項が終了したとき解任する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に廃止前の松本市美術館美術資料等収集要綱（平成9年教育委員会告示第15号）第3条の規定により委員に選任されている者は、この告示の相当規定により委員に選任されたものとみなす。